

民地の自己管理にご協力ください

■樹木は早めに剪定を

道路に接する民地などで管理している樹木や生垣が、枝葉を落としていたり、道路上に伸び出ていることがあります。車両や歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となります。これらが原因で事故が発生した場合は、当該樹木の所有者が責任を問われることがあります。このような状況が見られる樹木所有者の皆さんは、事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、早めの剪定・伐採・除草をお願いします。

■土砂の流出にも注意

大雨などにより、民地である畑や荒地などから土砂が道路に流出している場合があります。土砂が道路に流出すると、側溝をつまらせたり、道路幅員の減少を引き起こすなど、通行の支障となります。また、農作業などにより、田んぼや畑の土が道路に散乱しているところも見受けられます。自転車や歩行者の通行の支障となりますので、土地所有者および土地管理者の皆さんは適正な管理をお願いします。

■作業上の注意事項

○電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴います。事前に最寄りの東京電力やNTTに確認してください。

○通行車両や歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止など十分にご注意ください。

▶各連絡先

○東京電力パワーグリッド：カスタマーセンター（停電・設備に関するお問い合わせ先） ☎ 0120 - 995 - 007

○NTT 東日本：113（局番なし）

※携帯電話・NTT 東日本以外の固定電話からの場合 ☎ 0120 - 444 - 113

☎ 谷和原庁舎建設課（内線 5207）、県土
浦土木事務所道路管理課 ☎ 029 - 822 - 4346

民基本台帳に1年以上記録されていて、次に該当する方

○88歳の方（昭和9年4月1日から昭和10年3月31日までに生まれた方）
…1万円

○100歳の方（大正11年4月1日から大正12年3月31日までに生まれた方）
…3万円

☎ 伊奈庁舎介護福祉課（内線 4306）

後期高齢者医療被保険者証（今年2回目）を送付します

後期高齢者医療制度の改正により、令和4年10月1日(土)から有効となる被保険者証を、9月末までに送付します（今年2回目）。制度改正により、医療費の窓口負担割合が「1割から2割」に変更となる方がいますので、届きましたら内容をご確認ください。

※特定記録郵便で送付します。

※制度改正の影響がない3割負担の方の被保険者証や、制度改正後も1割負担のまま変更が生じない方の被保険者証についても、送付されます。

■窓口負担割合が「2割」となる方

負担を抑える配慮措置があります。令和7年9月30日までの施行後3年間は、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を、月3千円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。配慮措置の適用による払い戻しがある場合は、高額療養費として支給されます。

※制度改正の詳細は、広報4月号14ページまたは市ホームページをご覧ください。



市ホームページは
こちら

☎ 伊奈庁舎国保年金課（内線 4407）

就業構造基本調査にご協力ください

10月1日(土)現在で、国の重要な統計調査である「就業構造基本調査」を実施します。

▶調査の目的：日本の就業・不就業の状態を明らかにし、雇用政策、経済政策などの企画・立案のための基礎資料として活用することを目的としています。

▶対象：全国の約54万世帯が対象となり、市内でも約170世帯に調査をお願いします。

▶調査方法：9月上旬から調査員証を携帯した調査員が、調査をお願いする地域を巡回し、お住まいの世帯の状況（世帯主の氏名や居住の有無など）について確認します。

この結果をもとに、調査をお願いする世帯に9月下旬から調査員が伺い、調査書類を配布します。より簡単に皆さんに回答していただくため、パソコンやスマートフォンを使って、インターネットで回答することもできます。調査の対象となった世帯につきましては、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

☎ 伊奈庁舎企画政策課（内線 1206）

88歳と100歳の方に敬老祝金を贈呈します

市では、9月に長寿のお祝いとして、88歳の方に1万円、100歳の方に3万円を贈呈します。該当される88歳の方には、口座振込となります。100歳の方には、9月中に市職員が訪問しお届けします。88歳の該当者の方全員に「敬老祝金振込依頼書」をお送りしますので、必要事項をご記入の上、介護福祉課まで返送してください。振込依頼書を返送してから、お振り込みまで3週間程度かかりますので、ご了承ください。

▶対象：令和4年9月1日現在本市の住

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント